

平成30年度 地域づくり総合交付金（地域づくり推進事業）
『新産業創造事業』募集のお知らせ

十勝総合振興局では、地域の特性や優位性を生かし、地域の課題解決や活性化を目的として取り組むソフト事業に要する経費について、予算の範囲内で交付金を交付する「地域づくり総合交付金（地域づくり推進事業）一般事業（ソフト系事業）」を実施しており、この度、新規成長分野の新産業創造のため、食の分野に関する新製品等の事業化等のため展示会・商談会等へ参加する事業について、次のとおり交付金の募集を行います。

1 募集事業の概要

中小企業者等が実施する新技術・新製品・新サービスの事業化、新たな販路開拓に必要な展示会・商談会等への参加事業（食の分野で十勝をPRする事業に限る。）

2 交付対象者

① 中小企業者、② 中小企業団体、③ 公益法人、④ 一般社団法人等、⑤ 特定非営利活動法人、⑥ 任意グループ（構成員の2分の1以上が①～⑤に掲げるもので構成されていること。）

※ 交付対象者の詳細は、別紙「新産業創造事業の概要について」の3を参照。

3 交付対象事業

新製品開発・販路拡大に必要な、平成30年度中（平成30年4月から平成31年3月まで）に、道外（国内に限る。）で開催される展示会又は商談会等への参加事業（複数の参加可）で、食の分野で十勝を来場者等にPRするもの。

なお、過去に地域づくり総合交付金（旧地域政策総合補助金を含む。）又は地域新産業創造活動補助金（以下「地域づくり総合交付金等」という。）を受けた者が実施する類似の事業は、交付対象となりません。当該者が応募する場合は、過去に地域づくり総合交付金等を受けた事業との相違点が明確になるよう、新技術・新製品・新サービスの内容を具体的に記載してください。

4 事業の対象とする主な経費

商談会・展示会等への出展に係る経費のうち、交付金の対象とする経費、対象としない経費は、次のとおりとします。

なお、以下に記載する経費以外で事業を実施する上で必要な経費がありましたら、個別にお問い合わせください。

対象とする経費
出展料、交通費（乗車する日付、乗車区間が明記された会社あての領収書が発行されたものに限る。）、宿泊料（食事代は除く。）、荷物運送料、冷蔵・冷凍庫借上費、光熱水費（冷蔵・冷凍庫、ホットプレート電気代等）、当日のアルバイト雇用に係る経費（人材派遣会社や商談会・展示会運営側で手配するスタッフの雇用に限る。） など
対象としない経費
本事業以外にも使用することが可能なものの作成費用（ポスター、パンフレット、チラシの印刷代、のぼり作成費等）、自社製品の試食品費用、国・道等が運営の支援等関与している商談会・展示会等の場合で、二重補助となる経費 など

<参考：交付の対象とならない商談会・展示会等の経費>

① 道が財政支援等関与する商談会・展示会等の「出展料」（例：ア～ウ）

ア 『北海道産品取引商談会（東京・大阪会場）』
イ 『スーパーマーケットトレードショー』 ※ 北海道商工会議所連合会が実施主体の「道外向け食の販路拡大事業」により出展する事業者の場合
ウ 『FOODEX JAPAN』 ※ 「北海道十勝物産館」の会員となって出展する事業者の場合

- ② 公益財団法人北海道中小企業総合支援センター所管の「北海道中小企業応援ファンド」、
「中小企業競争力強化促進事業」により助成を受けて出展する商談会・展示会等の経費。
※ ①及び②以外の商談会・展示会等において、国・道等の運営費支援等が行われている
ことを確認した場合は、交付金の対象外となる場合がありますので、ご留意願います。

5 交付金額

下限額	上限額	単 位	交 付 率
10万円	300万円	10万円	交付対象経費の1/2以内 ※ 総事業費の1/2以内ではありません

6 応募に係る提出書類

- (1) 地域づくり総合交付金（地域づくり推進事業・一般事業）事業実施概要書
＜実施要綱 別記第2号様式＞
- (2) 地域づくり総合交付金（新産業創造事業）事業実施計画書（別紙1）
- (3) 収支予算書（別紙2）
- (4) 役員（会員）名簿、団体の規約（会則、定款、組織図等）

7 応募方法等

- (1) 応募方法
上記「6 応募に係る提出資料」に必要事項を記入の上、十勝総合振興局産業振興部
とちか「食・観・連」推進室（担当：松田）までご提出ください。
- (2) 提出資料の入手方法
提出資料の様式については、十勝総合振興局産業振興部とちか「食・観・連」推進室
のホームページから最新の様式をダウンロードしてください。
- (3) 提出方法
提出資料を郵送又は持参で提出後、データをメールでも送信してください。
- (4) 提出期限
平成30年10月15日（月）まで（必着）

8 事業の審査

- (1) 総合振興局長は、提出された事業計画及び関係書類の内容について、新産業の創造を
支援する組織等の意見を踏まえ審査を実施し、採択又は不採択を判定します。
 - (2) 総合振興局長は、審査結果を踏まえ、交付金の対象とする事業を採択し、交付金の交
交付を受けようとする者に対し、採択（交付の内示）又は不採択の通知を行うものと
します。
- ※ なお、採択後、別途、交付申請書等を提出いただいた上で、事業内容や交付対象外経
費等の精査をし、正式に交付金の交付額を決定することから、採択時点での要望額から
減額となるなど、採択（交付の内示）と異なる決定をする場合がありますので留意願います。

9 その他

提出していただいた書類を審査の上、予算額の範囲内で交付の可否を決定し、それぞ
れの企業等へお知らせします。予算額には限りがあるため、事業が採択されない場合や、交
付予定金額が要望額より下回る場合があります。

詳しくは、十勝総合振興局産業振興部とちか「食・観・連」推進室のホームページの次
の資料をご確認ください。

- ・ 地域づくり総合交付金制度要綱
- ・ 地域づくり総合交付金（地域づくり推進事業）実施要綱

お問い合わせ先 ・ 資料提出先

北海道十勝総合振興局産業振興部とちか「食・観・連」推進室（担当：松田）
住 所 〒080-8588 帯広市東3条南3丁目
電話番号 0155-27-8632（直通）
HPアドレス <http://www.tokachi.pref.hokkaido.lg.jp/ss/tsr/h30sinsangyou.htm>
メールアドレス tokachi.shoko1@pref.hokkaido.lg.jp

新産業創造事業の概要について

区 分	内 容
1 採択の基本的な考え方	<p>本事業の採択に当たっては、新産業の創造を支援する組織等の意見を踏まえるとともに、次に掲げる事項に留意の上、採択を決定するものとする。</p> <p>また、交付対象事業の円滑かつ効果的な実施のため、必要な指導・助言を行うこととする。</p> <p>(1) 中小企業者等で組織する組合、団体等の場合は、内部で合意が形成されていること。</p> <p>(2) 事業内容や実施方法等について十分な検討がされており、具体性があること。</p> <p>(3) 自己資金の確保がされていること又は確実に見込まれること。</p> <p>(4) 責任者が明確であるとともに、団体等の運営体制及び事業の執行体制が確立されていること。</p>
2 定義	<p>(1) 「中小企業者」とは、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成 11 年法律第 18 号）第 2 条に規定する中小企業者をいう。</p> <p>(2) 「新規成長分野」とは、北海道新規成長分野産業振興ビジョン（平成 9 年 1 月）において定める住宅・都市インフラ関連分野、環境・リサイクル関連分野、情報・通信関連分野、産業支援関連分野、健康・福祉関連分野及び文化・レジャー関連分野の 6 分野をいう。</p> <p>(3) 「一般事業」とは、地域における新規成長分野を中心とした新産業の創造に向けた事業及び生活に関連した新たなサービス業の創出に向けた事業をいう。</p>
3 交付対象者	<p>札幌市を除く北海道内の次に掲げる者</p> <p>(1) 中小企業者</p> <p>(2) 中小企業団体の組織に関する法律（昭和 32 年法律第 185 号）第 3 条第 1 項に定める中小企業団体</p> <p>(3) 次の公益法人</p> <p>ア 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成 18 年法律第 49 号）第 4 条の規定による公益認定を受けた公益法人</p> <p>イ 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 18 年法律第 50 号）第 40 条第 1 項及び第 41 条第 1 項の規定により存続する一般社団法人又は一般財団法人であって、同法第 106 条第 1 項に規定する登記をしていない特例社団法人及び特例財団法人</p> <p>(4) 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成 18 年 6 月 2 日法律第 48 号）第 2 条に定める一般社団法人等</p> <p>(5) 特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 2 条に定める特定非営利活動法人</p> <p>(6) 任意グループ。ただし、構成員の 2 分の 1 以上が上記(1)～(5)に掲げるもので構成されているものに限る。</p>
4 交付対象事業	<p>新製品開発・販路拡大に必要な展示会・商談会等への参加事業。</p> <p>なお、過去に地域づくり総合交付金（旧地域政策総合補助金を含む。）又は地域新産業創造活動補助金を受けた者が実施する類似の事業は、採択しないものとする。</p>
5 成果報告書の提出	<p>交付事業者は、制度要綱第 13 に定める補助事業等実績報告書の提出後、1 か月以内に局長に対し成果報告書を提出するものとする。</p>

